

近世における「越前四箇本山」とその教団

朴 澤 直 秀

はじめに

越前に、現在の「真宗十派」のうち四派の本山がある。いわゆる「越前四箇本山」——真宗出雲路派毫撰寺（五分市本山）、今立郡清水頭村、現越前市）、真宗誠照寺派誠照寺（鯖江本山）、今立郡鯖江、現鯖江市）、真宗三門徒派專照寺（中野本山）、足羽郡福井城下、現福井市）、真宗山元派證誠寺（横越本山）、今立郡横越村、現鯖江市）——である。

近世において、これらの各本山は、しばしば公家や武家、他の真宗大寺院から養子を迎え、公家と猶子関係を結んだ。そして、十数ヶ寺〜四十ヶ寺程度の末寺を持ち、それぞれ独立した教団を構成して、宗としては真宗の範疇に含まれた。それぞれの教団は概ね越前国内に展開したが、後掲「史料一」にみるように、誠照寺の教線は美濃などにも若干の展開をみせた。派としては、各派ごとの呼称はなく、総じて「三門徒」「讚門徒宗」「一向宗讚門徒」「浄土真宗三門徒」「一向宗」「浄土真宗」などと表記された。近世において各派ごとの呼称はなかったのであるが、本稿ではあくまで便宜のために、『越前若狭地誌叢書』の「越前国寺庵」の「解題」⁽¹⁾に倣って、以

下、「五分市派」（現出雲路派）・「鯖江派」（現誠照寺派）・「中野派」（現三門徒派）・「横越派」（現山元派）の称を用いていく。

近世の仏教教団の、幕藩権力による「統制」や把握に関しては、従来、本末制度や触頭の制度など、一定規模の全国的教団に即した議論がなされてきた。ただしその捉え方については、単純な全国一律の本末組織といった捉え方に留まらない視点が提示されている。夙に高埜利彦氏により、幕府が個別宗教者まで把握することを企図し続け、本末制度に留まらず、地域単位の寺社書上や、江戸触頭の設定を行ったという指摘がなされている。⁽²⁾のちに筆者も、全国的教団組織に包摂される地域的な教団組織、教団における種々の支配系統の複数性、時には教団を超えるそのねじれ、教団に包摂されない寺院の存在、といった問題を取り上げた。⁽³⁾あるいは幕藩領主の、寺社帳による宗教施設の把握や建築制限の問題を取り上げた。⁽⁴⁾また上野大輔氏は、幕藩領主との交渉や、門徒集団との関係を視野に入れ、真宗西派教団の「領域的編成」を論じている。⁽⁵⁾さらに藤田和敏氏は、天台宗における西教寺やその末寺の動向を、後の天台真盛宗としての独立へと繋がる「宗派意識」の形成の問題と捉えつつ分析している。⁽⁶⁾全国的教団に包摂されない小規模教団を視野に入れた研究自体は進んでいないが、そこに繋がる論点や分析は提示されてきているといえる。

四箇本山及びその教団について、比較的近年では小泉義博氏が各派の成立を論じているが、⁽⁷⁾近世における各派の教団のありようや構造については、『福井県史』⁽⁸⁾において記述がみられる程度で未詳の部分が多い。本稿では断片的な叙述にはなるが、先に述べた研究状況を踏まえて、小規模教団への着眼から、単純な教団把握では見出せない側面を照射することを意識しつつ、課題発見的に論点を掘り起こしていきたい。

一 本末関係・寺格―天台宗門跡との関係を中心に―

諸派の本末関係について、『福井県史』では、次のように記述している。

近世初期、幕府は寺院法度を定めて寺院の本山・末寺の関係を強化し、本末制度を固定化したが、三門徒の諸寺院はそれぞれ多くても二、三〇か寺の末寺しか有しない小教団であったため、一宗一派として独立することは許されず、さりとて本願寺や高田専修寺の傘下に入ることをいさぎよしとしなかったため、それぞれ天台宗の門跡寺院の院家となつて存続した。すなわち、中野専照寺は妙法院に、横越証誠寺は聖護院に、鯖江誠照寺は日光輪王寺に、出雲路毫撰寺は青蓮院に属して院家となつた。⁽⁹⁾

すなわち、近世的な本末関係が整備されるなかで、特定の宗派の傘下に編成される必要があり、天台宗門跡の院家となつた、という解釈であろう。ただ、各寺ごとの状況を見ると、事実関係にはつきりしないところもあるが、そういった単純な捉え方はできないようである。そもそも院家について、門跡と並立していた院家が、宗派内格式として位置づけられるようになったのは正徳・享保期であることが高埜利彦氏により指摘されている。⁽¹⁰⁾ そのように院家の制度・格式自体にも流動性があった。しかも後述の如く、そのなかでも各寺は狭義の（かつて門跡と並列的に存在していたような）「院家」ではなく「准院家」格であつたと思われる。

毫撰寺は、青蓮院の寺誌『華頂要略』によれば、（名家の柳原家から入寺した）善照のとき、天正一七（一五八九）年に青蓮院の准院家となり、その後相承されている。⁽¹¹⁾ なお小泉義博氏によれば、天正一七年代階では山本庄水落村（現鯖江市）にあつた毫撰寺は、慶長八（一六〇三）年より何年か後に清水頭村に移転したのではないかと推測されている。⁽¹³⁾ 近世初期に五分市派から東派に改派（帰参）したとされる今立郡和田村（現鯖江市）仰明寺の、乗恩

が宝永二（一七〇五）年に著した『越前三門徒法脈⁽¹⁵⁾』によれば、善照を柳原家から迎えたことにより「益々繁盛」し、「近年」権大僧都を勅許され、青蓮院の院家となった、とされている。一方、もと中野派の僧侶により宝永二年に著されたと考えられている『中野物語』では、「寛文五年午夏」に青蓮院に帰依して律師の号を得たと記されているが、午年は寛文六（一六六六）年にあたり、正確性を欠く記述である。⁽¹⁶⁾

また、西本願寺の寺誌である『大谷本願寺通紀』の巻第六「旁門略伝」の「越州三門徒」の項によれば、誠照寺は元禄六（一六九三）年に輪王寺に属して院家となり、證誠寺も同年に聖護院に属して院家となつたとされている。⁽¹⁷⁾ 誠照寺については、誠照寺の役寺である西福寺の誠智の手になる『覚書』に、元禄六年に東叡山の院室となつた経緯が書かれている。⁽¹⁸⁾ また、鯖江派の僧、恵南の記録にも経緯が記されている。⁽¹⁹⁾ 公家鑑への記載がみられないところから考えると、他の本山同様、准院家の寺格であろうか。一方、證誠寺については、近世においては代々、上人の勅許を受けているが（それ以外の官位は受けていない）、宝暦九（一七五九）年以降、万里小路家を永代の執奏家としている。⁽²¹⁾ 宝暦九年の善阿の継目参内の際は東坊城・万里小路の両家、文化八（一八一）年の善慧の参内の際は万里小路家と善慧実家の今出川家に入入りしているが、両度ともに、聖護院との関係は窺えない。⁽²²⁾ 因みに、小泉義博氏によれば、證誠寺が横越の旧地に寺基を定めたのは、一七世紀後半、延宝期以降のこととされる。⁽²³⁾

専照寺は、妙法院の坊官による記録である『妙法院日次記』の記事に拠れば、妙法院からみれば末寺として把握されていた。⁽²⁴⁾ 『中野物語』では、「申冬」（寛文八年か）に妙法院への帰依を許され、律師と法橋とを得たと記されている。⁽²⁵⁾ また後住は妙法院を通じて山門永補任により法橋・法眼・法印・権律師・権少僧都・権大僧都に一度に補任された。⁽²⁶⁾ 宝暦七年に至り、専照寺は名家池尻家の池尻栄房の弟を後住として迎えた（誉如を名乗る）。誉如

は妙法院宮の剃刀を受け、法印権大僧都までの山門永補任を受けた。さらに専照寺は、輪王寺支配の誠照寺や、青蓮院の末寺で院家格の毫撰寺と同格なのに、福井藩主による待遇が毫撰寺に対するものより粗末であるとして、妙法院の院家・院室に加えて欲しいと願い出た。これが受理されて、妙法院宮の令旨により准院室の格式を認められ、准院家となった。また、坊官から、福井藩の家老に宛てて、院室の格に寺格を改めた旨の奉書が出された。⁽²⁷⁾

なお柚田善雄氏により、天台寺院の、宗内の手続きで済む山門永補任（法印・権大僧都まで）で処理できない、勅許を要する官位補任について、以下のことが明らかにされている。すなわち、執奏は天台座主によって行われるが、輪王寺門跡（東叡山役者）の奉書が必要であり、事実上の官位執奏権が輪王寺門跡の側に把握されている。⁽²⁸⁾

これについて専照寺の事例をみると、准院家の格式を得た誉章（誉如）は、安永四（一七七五）年五月に妙法院へ権僧正への推挙を願い出ている。六月にかけて手続きが行われ、勅許がなされているが、ここでは輪王寺門跡の関与はみられない。妙法院の末寺・院家ではあっても、天台宗教団に包摂される寺院とは扱いが異なったものか。⁽²⁹⁾

因みにこの後、妙法院では、専照寺の願いにより、専照寺の帰国に際して、福井藩家老に宛て、権僧正勅許と参内を知らせ、「青蓮院宮末寺」の毫撰寺と同様の会釈を求める旨の書状を遣わしている。⁽³⁰⁾ 先述のように、専照寺側の意図は、毫撰寺と同格の扱いを受けることにあった。

准院家となっても、妙法院から見ても「末寺」としての位置づけは変わっていない。例えば、天明二（一七八二）年七月二三日には、来る九月二四日に勅会灌頂を開催するので上京すべしとの奉書が、「御末寺方」の播州清水寺・越前専照寺・備前光乘院・三州勝曼皇寺などに出されている。専照寺については、あわせて末寺の専林寺にも書状が出されている。⁽³¹⁾

しかし後に、寛政度の寺院出家山伏の人別改（諸寺院人別改）をきっかけに、専照寺は「無本寺」としての立

場を主張するようになる。寛政二（一七九〇）年五月二三日に、武家伝奏により、前年に幕府から命ぜられた、寺院出家山伏の人別を本寺・触頭より取り集め差し出すようにとの触につき、宮門跡・比丘尼御所などで末寺の人別改を取り集め、来る六月限りに京都町奉行井上利恭の役所に提出するよう通達が行われた。⁽³²⁾七月二五日には、武家伝奏からあらためて、末寺の人別改につき、「院家衆・兼帯所等有之候ハ、人別改可被差出由」が達せられた。⁽³³⁾

寛政三年一二月五日に至って、上京していた専照寺の代理の誓願寺が、人別改の件につき、檀末相談のうえ異議を申し立てるとして、妙法院に書付を提出した。書付の内容は、以下のようなものである。すなわち「末寺人別改のことにつき、「無本山之儀」に書き上げたところ、妙法院から咎められ、専照寺側はこれまで通りとするように交渉したが受け入れられなかった。妙法院から福井藩に連絡がなされ、福井藩からは専照寺に、内済によりこれまで通りにもらうよう、今一度和談するように申し渡された。よって誓願寺が上京し交渉したが、妙法院からは、以前は憐憫をもって許容していたので、これ以後は万事末寺としての扱いとすべきかどうかということにつき、返答するようにと命ぜられた。しかしこれは専照寺滅亡の礎となることで、軽々に即答できないので、早々に帰国し、檀末一統相談のうえ返答するので、暫く猶予をいただきたい」という願い出であった。⁽³⁴⁾

寛政四年五月七日には、妙法院から武家伝奏に、以下のような願い出を行っている。すなわち、諸寺院人別改について、専照寺が、福井藩に人別帳を提出したと申し出たので、写しを差し出させたところ、「無本寺」と書いてあったので、取り調べたところ末寺ではないと申し立てたので、これについて関東で吟味することになったので、いましばらく提出の猶予をいただきたい、と願い出ている。⁽³⁵⁾

なお、明治五（一八七二）年の、別派独立本山及び無本寺について、総本山への所轄を願い出るべき旨の指令⁽³⁶⁾

に對し、專照寺を独立本山のままとすることを願ひ出る願書（實際に提出された文面かどうかは不明）に、次のような記載がある。すなわち專照寺について、「官位は勅許で連綿してきたが、雜費が嵩み、小祿で難渋したので、妙法院に「館入」を頼み、比叡山僧綱職の三位三官を受け、累代相統してきた。そうしたところ、誉如のとき、幕府から諸寺院人数改を命ぜられ、末寺の人別書を集めて福井藩へ納めた。ところが、妙法院から人別書を納めるようにと命じてきたので、專照寺から、「專照寺は妙法院の館入であつて、末寺ではない。この度の人別書は、一本山（一派の本山）なので、直接（福井藩を介して）幕府へ納めた」と妙法院に伝えたところ、争論になり、九年かかつてついには妙法院から幕府寺社奉行に訴訟した。專照寺の言い分が尤もだとして勝利となり、内濟となった。」と記載されている。⁽³⁷⁾ なお、嘉永四（一八五二）年九月、福井藩寺社役所からの寺格・官位などについての質問に對して提出した專照寺の口上書には「当山禁裏御直官二而致昇進候二付、宮様等江ハ少茂抱合無之、池尻家執奏ニ而代々官位昇進致来候事」とある。⁽³⁸⁾ この段階では、妙法院の関与を受けず、池尻家の執奏を受けていた。

例えば東西本願寺が青蓮院を得度の戒師としたように、真宗本山と天台宗門跡との関係は深い。⁽³⁹⁾ しかし以上でみた專照寺の事例からわかるように、天台宗門跡の院家となることは、寺格としての意味や、官位補任のうえでの意味を持つものであつて、教団存続のための要件とはなっていない。因みに官位補任について、各派の末寺については、誠照寺の役寺西福寺の住職が法橋位を得ている例があるが、⁽⁴⁰⁾ 一般的には僧位・僧官を受ける例は希であるように思われる。

さて、天明末年・寛政初年には幕府により諸宗の本末帳が徴収される。天台宗の分の写が水戸彰考館本『天台宗寺院名前帳』として残存しているが、四箇本山のうちでは誠照寺のみが記載されている。⁽⁴¹⁾ すなわち、越前国の

部の末尾に

〔史料一〕

東叡山御支配

一向宗

越前国今立郡佐波江

一、僧正寺

上野山九品院

誠照寺

御朱印高二拾四石二斗五升余

寺中五ヶ寺

末寺三拾六ヶ寺

越前国

三拾二ヶ寺

越後国

一ヶ寺

美濃国

二ヶ寺

佐渡国

一ヶ寺

とあり、末寺の細目はないが、「東叡山御支配 一向宗」として書き上げられている。それに対して、他の三ヶ寺、およびその末寺・寺中などに関する記載はない。なお、『妙法院日次記』にもこの時の専照寺の本末改に関する記事はない。あるいは、誠照寺は（比叡山末と並んで）末寺の多い東叡山（ないしは輪王寺）支配であるが故に、独立性が高くとも収載されたものか。それとも、誠照寺のみが朱印地を有している故に、とくに収載されたものか。四箇本寺と各派は、官位昇進を中心とした天台宗門跡との関係のありかたや、日常的な活動の独立性からみ

るに、実態としては地域的な真宗の「一派」の教団と、その「一派」の本山ないし本寺（一本山・一本寺）として存在していたと考えられる。⁽⁴²⁾

二 教団と本山の組織

1 寺院と道場——五分市派の事例を中心に——

毫撰寺および五分市派について、安永三（一七七四）年に毫撰寺の堂宇・庫裏・書院などが焼失した後の再建期にあつた安永七年の、門末が心得るべき「定」が伝わっている。⁽⁴³⁾

その第三条は次の通りである。

〔史料二〕

一、御当山御開基之砌より数百年伝来之御末寺中之分ハ各別之古寺也、其余ハ往古すへて惣道場地にて、不残御直参所ニ候之処追々寺号御免、以後右御直参所を其寺へ有形リニ支配被 仰付、其上にて万事御寺法筋ハ古格之通違乱無之様可相守段被 仰渡、先祖各承知之趣にて代々相続之上、夫々官職等御免有之事ニ候、尤其以後中興ニ至て所以有之自身印形ニ相成候得共、至極古寺之御末寺中ハ各別、其余ニおゐてハ先々より且越所持之寺ハ曾而無之事ニ候、然ル処、近代末々にて古来之訳不案内之輩も有之歟、右之御寺法筋次第ニ不正之品出来候上、剩面々支配下之御門徒を語らひ、弥御寺法違乱之筋ニも可相成義を申立候輩於有之ハ、第一 御本山御不益之義を不顧之心中より、私曲ニ相似寄候義も有之ハ不取止事可及其沙汰義ニ候、併近年打続御再興之御企、其上当時御火災後故諸事隱便之御時節柄ニ而、随分不表立義ハ其通り

ニ被成置事二候、然者、僧侶之身分ニ而ハ猶以当時御不幸之折柄といひ、且又 仏祖之御照覧之程を恐れ入心中有之ハ、僧俗共二面々丹情懇志之心底のミを運（籍）ひ可申御時節候処、当時之為体ハ右之御時節柄を幸之様ニ存し、追々私事之儀を申募る輩於有之ハ、至極御寺法違乱之道理ニ相当候時ハ、古来御作法之通急度可被仰付事勿論之儀ニ候、然ハ向後御寺法違乱之筋無之様ニ其意取可有事

附り、御末寺中新古共ニ他派ヲ入寺有之寺柄ニおゐてハ、古来御寺法御定書を以逐一被 仰渡各承知之印形等被指上置候故、其後次第相続之後住職ニ至而古来之御寺法筋不案内之輩におゐてハ不斗違乱之品も出来可申歟、然ハ向後右之趣得与承知之上、兼而其意得可有事

意味を取りにくい箇所もあるが、ここでは、次のような点が述べられている。すなわち、①「毫撰寺開基の砌より数百年伝来の末寺中」は格別の古寺である。②古寺以外は全て、往古は惣道場地であつたもので「御直参所」である。③直参所に、追々、寺号（いわゆる、領主によっては公認されず、教団内限りでの寺号である「呼寺号」にあたらう）が免許され、（門徒たちの「惣道場」から、道場主の「自庵」⁴⁵化して）代々相続して（院家・内陣・余間・飛檐などの）官職なども免許されてきた。④その後ゆえあつて自身印形になつたが（寺僧のみが自身印形になつたということか）、古寺の末寺以外は檀那をもつことはなかつた。しかし近頃に至り、寺法筋が乱れ、支配下の門徒を語らう者も出てきた。そういった寺法違乱がないように心得よ、としている。なお附けたりでは、他派から入寺のある寺について、世代を重ねると寺法に違乱してしまう場合もあり得るとして、寺法の徹底を求めている。

また、第五条は以下の通りである。

〔史料三〕

一、御末寺中、夫々支配之分ハ各別、古来御定書之通、猥御直参所へ立入、相互ニ馴語らひ、御寺法ニ違し

候勤事等、堅可相慎事二候、動は居村支配下同様之意得於有之ハ、後々御直參所と面々支配下と紛敷相成り、御寺法違乱之端にも可成候得ハ、此義兼而可被相意得事

附り、御直參所ニ而往生人等有之節、若ハ大水大雪、或ハ小兒、或ハ末々貧躬之者ニ而 御本山へ御達し難成族ハ、其村之道場守りニ禪門成御免之輩指添ひ、即日之葬式ハ相勤へし、又其村ニ道場守り無之村方ならハ、其手寄を以、御末寺中之内何レ成共施主之勝手宜方へ相頼候而、即日之規式のミハ可相勤事

ここで、末寺中の「夫々支配之分」とされているのは（寺号を獲得していない）支配下の道場を指すか。末寺中が、直參所（附けたりを含めて、寺号付与されていないものを指すか）に立ち入って、末寺中の支配下のものと同様に扱ってはならないことが示されている。附けたりでは、「直參所で死者が出たとき、もし大水・大雪であったり、あるいは小兒、末々貧窮の者で、本山毫撰寺にすぐに届けがたい（ということか）者は、その村の道場守に、「禪門成御免之輩」が指し添い、即日の葬式はすべきである。また、道場守がいない村であれば、施主の勝手のよい末寺中に頼んで、「即日之規式」のみは勤めるべきこと」が述べられている。この附けたりからは、村の道場守（道場主）や「禪門成御免」の門徒の存在、彼らや近隣末寺の、葬式への関わりを伺うことができる。

さて、これらの条文からは、正式な末寺や呼寺号の寺院が、本山直參の門徒との関係を強め、呼寺号の寺院が宗判も行おうとする動向を看取することができる。天明六（一七八六）年に毫撰寺の再建落成が成った翌年、天明七年付の、「執事」を差出とする『定』⁽⁴⁶⁾にも類似の条文がある。一方で、天明三年の毫撰寺の『御用日記』⁽⁴⁷⁾をみると、日付・場所・担当者の順で列記するならば、四月五日・下新庄（坂井郡・現坂井市）・光闡寺、六日・福井（御預宗判）・光闡寺、七日・池田（今立郡・現越前市）・応信寺、十日・千福（今立郡・現越前市・美濃郡上藩領陣屋所在）・隱^(カ)応、十三日・大屋（今立郡・現越前市）・光闡寺、十九日・戸口（今立郡・現鯖江市）・応信寺、五月六

日・天王（丹生郡・現越前町・三河西尾藩陣屋所在）・教証寺、廿三日・福井（大宗判）・光闡寺と、毫撰寺から宗判に使僧が遣わされている。呼寺号寺院や道場を介さずに個別に本山の門徒となっている者の宗判を含むのかもしれないが、直参の門徒の宗判に対応している様相が窺える。

〔表〕は、第一章でみた、幕府による寺院出家山伏の人別改（寛政元年の現況を書き上げさせた）に際し、寛政二（二七九〇）年に作成された五分市派の『人別御改帳』⁽⁴⁸⁾を元に作成したものである。なお、参考のために昭和期の記録に記された由緒なども含めて〔表〕に記載した。これは人別改だから、呼寺号寺院も含めて僧侶が全て書き上げられている訳であるが、それぞれの寺院について、呼寺号寺院であるか否かの別は示されていない。なお『福井県史』では、福井藩（減封前）が寛文五（一六六五）年に諸宗の触頭格の寺院から末寺の書上を提出させ、『寺院身分の確定を図った』⁽⁴⁹⁾と述べられている。その事例として同年の毫撰寺による末寺書上⁽⁵⁰⁾が取り上げられている。これに書き上げられているか否かのデータについても〔表〕に記載した。（この書上には小浜藩領の寺院も書き上げられているが）この書上に記載された寺院が領主により公認されたものと考えらるならば、これらが、呼寺号ではない、（新たな公認や引寺などを除けば）正式な寺院に当たるものであろうか。

また呼寺号寺院と考えられる事例であるが、今立郡西角間村（現・今立郡池田町）の道場は元禄三（一六九〇）年に毫撰寺から浄願寺の寺号を下付された⁽⁵¹⁾。その後〔表〕に記載したように寛政二（一七九〇）年の『人別御改帳』⁽⁵²⁾に浄願寺は寺院として収載されているが、天保五（一八三四）年の西角間村の宗門改帳⁽⁵²⁾では、浄願寺の境内を寄進している次郎兵衛以下、毫撰寺の直檀那として書き上げられている。浄願寺は呼寺号寺院として存在していたものと考えられる⁽⁵³⁾。なお、〔表〕の註に記載したが、寛政二年以後も、南条郡において多くの道場が寺号を付与されている。

寺号を付与されず、寛政二年の人別改でも書き上げられるに至っていない道場についてであるが、鯖江藩（間部氏・五万石）が入部の翌年、享保六（一七二一）年に村々に書き上げさせて作成した『寺社改牒』⁽⁵⁴⁾においては、五分市派では五ヶ寺（うち庄田村昭光寺は無住で寺守を置く）の他に、二ヶ所の道場、すなわち、今立郡下新庄村の、法常寺（五郎丸村）末の道場（道場守彦兵衛、二間四方の家に、村除の敷地が二畝二〇歩）と、今立郡入谷村の、毫撰寺下の道場（道場守・本尊・絵像なし。三間に四間の家、敷地は年貢地）とが書き上げられている。なお、近世の越前の道場・道場主については、村との関係の構造分析を含めた、澤博勝氏の研究がある。⁽⁵⁵⁾ 澤氏が村明細帳類から分析したところによれば、越前のなかでも宗教施設の分布状況には差異があり、「真宗地帯という要素を強く持った」坂井・吉田・大野郡では寺院が存在する村の比率が低く、一方で（坂井郡はデータが少なく不詳だが）吉田郡・大野郡では道場が存在する村の比率が高い（吉田郡で四〇・六％、大野郡で七二・三％）。それに対して（四箇本山のうち三ヶ寺が所在する）今立郡や、丹生郡では、それに比べると道場が所在する村の比率が低い（今立郡で三〇・五％、丹生郡で一・一％）⁽⁵⁶⁾。

親鸞の五百回忌（宝暦二一（一七六一）年）の際の、五分市派の『御定法書写』⁽⁵⁷⁾に、院家中・御一家中（内陣・余間地）・飛檐地・平僧地・俗道場のそれぞれについて、日数や勤行の次第が定められている。装束については平僧までの定めはあるが、俗道場には定めがなく、僧形の装束は認められていないものと考えられる。このように、宗教施設の格式秩序においては、道場は末端に位置づけられていた。

そして、ここではさしあたり言及できなかつたが、派や寺を超えた立合（寄合）道場⁽⁵⁸⁾なども含めて考える必要がある。鯖江派の遠隔地の例について、千葉乗隆氏が美濃国揖斐郡徳山郷（現岐阜県揖斐郡揖斐川町。現在は徳山ダムの水底に没している）の近世から現代に至る様相を分析している。⁽⁵⁹⁾ それによると、徳山郷には曹洞宗寺院一ヶ

支配	郡	町村	地位	寺名	寛文5年	住僧・年齢	由緒抜粋
幕領代官支配	南条郡	古木村	末寺	蓮光寺		住職(34)	明応8年證誠寺に属し、慶長8年毫撰寺末となり、文化10年東本願寺に転属
鯖江藩領	今立郡	西角間村	末寺	浄願寺		住職(25)	毫撰寺末となり、元禄3年、浄願寺と改宗
		菘脇村	末寺	善照寺	○(鞍谷)	住職(16)、隠居(47)、弟子(23)	明徳年中足利義満三男が法体、毫撰寺に帰依。天正年中に善照が来て隠居
		檜尾谷村	末寺	法雲寺		住職(43)	元禄6年中興、毫撰寺に隷す
		庄田村	末寺	照光寺	○	寺守(助三郎、34)	慶長11年、本山より寺号を受ける
		大屋村	末寺	円光寺	○	住職(22)、弟子(25)	慶長12年毫撰寺に帰依、寺号を改める
三河西尾藩領	丹生郡 南条郡	下野田村	末寺	覚円寺		住職(23)	元禄5年、善岡に帰依して創立
		春日野村	末寺	円福寺		住職(25)	寛文5年、善休一字を創設せしめる
		東谷村	末寺	正善寺	○(脇本)	住職(35)	天正10年善舜に帰依、貞享元年移転
		中小屋村	末寺	浄教寺	○	住職(12)	天正3年毫撰寺に帰依
		馬上免村	末寺	聞信寺		住職(18)	天正年中善秀に帰依。元文火災後現地に营造
美濃郡上藩領		上野村	末寺	栄泉寺		住職(31)、弟子(28)	天正10年善舜に帰依、貞享元年移転
			末寺	徳正寺		住職(64)、新発意(19)	寛文10年再建
小浜藩領	敦賀郡	塚原村	末寺	清澄寺	○	住職(54)	永正14年毫撰寺に帰依し寺号を賜る、元文3年寺基を改む
		敦賀泉村	末寺	称名寺	○	住職(40)	(明治38年由緒では、文化2年東派に改派)
		敦賀新町	末寺	良覚寺	○	住職(49)、叔父(75)	天文年中寺号許可、慶長8年移転再建

【註】○基本史料は、福井県文書館写真帳毫撰寺文書00059『人別御改帳』である。○「寛文5年」の欄は、寛文5年の毫撰寺の末寺改の「一札之事」(『福井県史』資料編5)への記載の有無を表す。「一札之事」にはあって寛政元年の人別改にはあられない寺として、小山専隆寺、白崎西蓮寺、鑄物師村正讚寺、牧谷浄善寺、浅水称名寺(のち東派に改派)、長畝玄正寺がある。○「由緒」の欄は、福井県立図書館本『今立郡寺院台帳』『丹生郡寺院台帳』『南条郡寺院台帳』『福井市寺院台帳』、国立国文学研究資料館宗務課引継文書『坂井郡寺院台帳』『敦賀市寺院台帳』『福井県管下越前国足羽郡寺院明細帳』、及び毫撰寺の文政13年の明細書(毫撰寺文書00055)、明治38年の由緒(毫撰寺文書00067)による。なお一連の『寺院台帳』は、1940年の宗教団法施行を受けて作成された寺院台帳とみられる(長野栄俊氏のご教示による)。寺院台帳には、『人別御改帳』以降に寺号を付与された寺院として、いずれも南条郡の燈村専念寺(安永初年復興、宝暦3年寺号付与)、八乙女村円満寺(文化2年毫撰寺本山に転宗、明治12年寺号公称)、社谷村浄信寺(寛政5年寺号許可)、久喜村正行寺(宝永元年創立、文化14年寺号許可)、古木村本照寺(文化10年ごろ寺基を定め、安政4年寺号付与。飯田義基編『私たちの郷土 宅良の里』〈今庄町宅良小学校、1974年〉によれば、もと蓮光寺の同行が五分市派に残り本照寺の同行となる)、上温谷村本覚寺(安政4年再興、元治2年寺号免許)、小倉谷村長光寺(正徳年間より真宗を弘通、天保6年善祐に帰依して寺号許可)、瀬戸村浄円寺(元禄年中道場として創、元禄4年本尊下付、文化11年仏堂再建)が記載されている。

〔表〕 寛政元年、五分市派寺院・僧侶一覧

支配	郡	町村	地位	寺名	寛文5年	住僧・年齢	由緒抜粋
福井藩領	今立郡	清水頭村	本山	毫撰寺	○	住職(50)、隠居(70、生国京都)、附弟(19)、弟子10名(22、21、19、67、36、24、64、12、40、49)	12世善照の時、寺基を現地に定める
			地中	光闌寺		住職(49)、新発意(16)	善照に帰依
			地中	教証寺		住職(36)、隠居(69)	慶長元年、毫撰寺移転時に善照に帰依、開基
	地中	応信寺		住職(36)、新発意(15)	慶長の頃、善照の化導にあい創立		
南条郡	今庄	湯尾村	末寺	西念寺	○	住職(19)、舎弟(17)	天正元年本願寺に帰属、2世のとき毫撰寺に転属
			末寺	井尾寺	○	無住	文禄年中、善照より本尊を賜り寺号公称
			末寺	長慶寺	○	住職(30)	慶長18年、善照に帰依
			末寺	林久寺	○	住職(33)、舎弟3名(29、25、19)	朝倉義景家臣河合宗清の孫の時、毫撰寺の末寺となる。善照より師号等を免許
			末寺	良慶寺		無住	「了慶寺」慶長の初め善照に帰依
今立郡	長土呂村	五郎丸村	末寺	長慶寺	○	住職(69)	寛永18年、善誉に帰依
			末寺	法常寺	○(さばゑ)	住職(55)、隠居(69)	正和2年善入の直弟、宝徳3年現在地に
			末寺	了慶寺	○	住職(25)、舎弟(13)	478年前(1460年代頃)出雲路派に帰依
			末寺	善玖寺	○	住職(34)	寛永13年善舜に帰依
			末寺	善法寺		住職(42)	宝永7年善岡の息を住職とし毫撰寺に帰依
			末寺	城福寺	○	住職(44)、弟子(34)	暦応年中善智の門に入る、永正元年寺基を移す
南条郡	大谷浦	末寺	善徳寺		住職(27)	享保年間寺基を定める、善門(ママ)に帰依	
丹生郡	下海浦	宿浦	末寺	西福寺	○(西撰寺)	住職(57)	「西撰寺」慶長8年真宗に転ず
			末寺	万福寺	○(正徳寺)	住職(26)	「正徳寺」一時万福寺と称す。万治3年毫撰寺善□より寺号付与
足羽郡	三十八社村	今市村	末寺	常照寺	○(徳尾)	住職(34)、舎弟(25)、弟子(29)	承元元年改宗、天正年中焼失。吉田郡轟村・足羽郡徳尾村を経て、天明7年移転
			末寺	西蓮寺	○(浅水)	無住	(文政13年由緒書では廃寺)
			末寺	善福寺	○(福井石場)	住職(16)	暦応元年、善幸の弟子となる、慶長9年移転
坂井郡	浄土寺村	末寺	善正寺	○	住職(52)	文安3年移転再興、慶長12年善照に帰依	
福井藩預所	加戸村	末寺	西光寺	○	住職(30)、弟子(17)	文暦元年加戸村に移転	

寺があるほかは各集落の道場のみがあった。寺檀関係は村外の鯖江派（誠照寺派）の西福寺・専念寺、西派（本願寺派）の西光寺、村内の曹洞宗の増徳寺と取り結ばれた。各集落の道場は、現代の状況では西福寺・専念寺の立合道場が三、西福寺・西光寺の立合道場、西福寺・増徳寺の立合道場が各一であった。道場坊はもともと世襲が多く、葬儀を執り行う。誠照寺の美濃廻国は近世、秀誠のときから行われているが、現代の状況として、誠照寺により年二回、檀那寺によっては年三回、「お廻り」が行われた。

五分市派の事例に戻って、寺院相続に關してであるが、後に定められた、先述の天明七年の「定」には、次のような条文（五条目）がある。

〔史料四〕

一、後住之儀、其寺出生之男子無之不相続之輩ハ、親類之内ハ十歳未滿之致養子、血脉相続之趣兼而御達し之上、十五歳迄ニ得度之願可有之、若当住死後、又ハ及末期他派ハ後住相続之願有之ハ、仮雖為親類、十五歳以上之於人柄ハ、古来之御定法有之候間、可有其意得事⁽⁶⁰⁾

その寺に男子がない場合、原則としては、親類から一〇歳未滿の養子を取り、一五歳までに得度させる。もし住職の死後や末期に、他派から後住を迎える場合は、例え親類であっても、一五歳以上には制限を加えるということであろう。他派寺院との親類関係が普遍的にあるが故の規制であるといえようか。

2 毫撰寺の組織

毫撰寺の文政一三（一八三〇）年の明細書の中に、毫撰寺の境内に役寺教証寺、門前で毫撰寺の土地に、役寺光闡寺・応信寺があると記されている（前掲「表」参照）。また、「境内外之廢寺」として、足羽郡今市村（現福井

市)西蓮寺があると記されている(前掲〔表〕参照)。さらに、毫撰寺の門内に、役家の高野右内が、門前に家来の久末秀安と、大工棟梁の幸助・新四郎がいると記されている。なお寺檀関係については、藤元の五歩市(五分市)村十一軒、清水頭村九軒が書き上げられ、役寺応信寺が印形をするとされている。その他に、且中惣代が吉村(現大野市)・池泉村・上真柄村・庄田村・稲寄村(以上、現越前市)にいたることが書かれている。

役寺(役僧)や高野右内などについて、年未詳ではあるが、毫撰寺についての「定」が二通り記載されている帳面から、より詳しい情報を得ることができる。摘記すると、前半の定では、○役僧は、三ヶ寺(役寺)で申し合わせ、月に一〇日ずつ在寺すること、○「評定」・「加役」・「内役」は十日・廿日・晦日に出勤すべきこと、○領主の達や「入組之儀」については、評定・加役のうち一ヶ寺が付き添って、三ヶ寺・高野が順番に勤めるが、一通りのことならば「伴僧」でも構わないこと、○評定・加役・内役を長く勤めた者には褒美を与えること。○毎年、近末十ヶ寺に書院で酒肴を遣わすこと、○書院での目見えは、素絹内陣は中之間、余間は次之間、列座は鞘之間、平僧は広間とすること、といったことが定められている。

後半の定では、○諸願式は高野右内に差し出すべきこと、尤も、末寺に付く門徒については、手次寺の添状がなければ取り上げないこと、○末寺の継目・得度については、実子は先例の通りで、養子は篤と吟味のうえ、組合奥印が必要であること、○納骨は、直印(直参)も末寺付も、先例の通り必ず納めるべきこと、○寺法は、主の思し召しをもって役寺評議のうえ触れるべきこと、役寺の印がないときは、請印をしてはならないこと、○役寺二人ずつ欠けずに詰めるべきこと(前半の定の規定とは異なっている)、○高野右内は日勤すべきこと、○「肝煎」のうち二人ずつ、欠けずに御台所へ詰めるべきこと、○高野右内及び助役の者が、帳面を残らず支配すべきこと、○毎月晦日には、勘定所で、役寺・高野・助役・肝煎などが立ち合って勘定をすべきこと、○肝煎は、受

納（銀）を受け取り、諸事・飯米・雑用を差し支えないようにし、不益筋を吟味して銀子を渡すべきこと、○建物・境内の傷んでいる箇所吟味については、「小頭」が兼帯に勤めるべきこと。○掃除・花木持については、伴僧が勤めるべきこと、といったことが定められている。

ここから、推測も含めて、①三ヶ寺の役寺（役僧）や、役屋の高野右内を中心に、毫撰寺および教団の実務が執り行われていること、②恐らく教団内の寺院（住職）が、「評定」・「加役」・「内役」を担い、実務に参与していること、③毫撰寺に「伴僧」がいること。なお「表」にあるように、寛政元（一七八九）年には毫撰寺内に一二歳〜六七歳の一〇名の弟子がいるが、彼らが「伴僧」に当たるものか、④高野右内には「助役」がいること。先述の「家来」の久末秀安はこれに当たるか、⑤寺内の建物のチェックに当たる「小頭」は、あるいは大工棟梁のことか、⑥詳細は不明だが、「肝煎」が金銭出納に当たる、⑦末寺の相続については、実子よりも養子の方が手続きが嚴重である、⑧末寺の「組合」がある、といったことを指摘することができよう。

3 改派・帰参

近世の真宗では、諸派間での寺院の移動―改派・帰参―が盛んに行われた。⁶³『福井県史』でも、大量の東派寺院が西派に改派した天和三（一六八三）年の「百か寺騒動」をはじめ、越前において改派・帰参が多くみられたことが取り上げられている。四派から東派に改派した寺院としては、五分市派の称名寺（慶安五〜一六五二）年・享保一〇（一七二五）年⁶⁴、中野派の専久寺（元禄四〜一六九一）年・専蓮寺（宝暦八〜一七五八）年⁶⁵が挙げられている。また西派へ改派した寺院として、鯖江派の誠長寺（慶安二年）、横越派の浄願寺（延宝二〜一六七四）年、中野派の専超寺・専伝寺（元禄三年）が挙げられている。⁶⁵また、『福井市史』によれば、専超寺・専伝寺と同時に

中野派の足羽郡若杉村（現福井市）専通寺が浄土宗に改宗した。これらの中野派からの改派・改宗は、専照寺の開基を親鸞とするか、如道とするかの争いによるものであった。⁽⁶⁶⁾さらに、『越前毫撰寺由緒略歴』⁽⁶⁷⁾によれば、他に、五分市派より、享保一二年に足羽郡花堂村（現福井市）勝明寺が仏光寺派（のち東派）へ、文化二（一八〇五）年に敦賀郡泉村（現敦賀市）称名寺が東派に改派している。前掲の「表」に示したように、五分市派ではその他にも寺院の帰属の移動がみられる。さらに、毫撰寺文書には、近世後期における、領主に、改派押―一時的な特定末寺の改派禁止―を求める願書の写しが散見し、改派には至らないまでもその可能性を孕んだ事態がしばしば起きたことがわかる。その背景として、あるいは三業惑乱をめぐる動向の余波なども想定する必要があるかもしれない。

また、改派・帰参の要因として、寺格の上昇への志向もある。誠照寺の役寺であった西福寺の『覚書』⁽⁶⁸⁾に、越後国頸城郡山之坊村（現新潟県糸魚川市）の願正寺の帰参についての記事が収載されている。それによれば、願正寺はもと伊勢高田専修寺の末で、年来飛檐官への昇進を願い、寺伝の聖徳太子自画の絵像も差し出したが願いが叶わなかった。そのため寺檀共に立腹し、宝永三（一七〇六）年三月に、専修寺往来の際に見た誠照寺の末となることを願い出、許可されて、飛檐官も免許された。

三 幕藩領主による布達ルート

『福井県史』⁽⁶⁹⁾では、四箇本寺が（福井藩によって）⁽⁷⁰⁾「それぞれの末寺に対し触頭的支配を認められていた」とされている。本稿の第二章第2節で五分市派を中心にみたように、各派の教団行政については、本山に近接する役寺

の住職や、本山の寺侍などを中心に行われている。ここでは、幕府との上申下達ルートを中心に、専照寺・中野派の事例からみてみたい。

一般的に、幕府の布達は、福井藩の寺社所（寺社町奉行）から、福井藩の布達と併せて、専照寺に伝達されている。⁽⁷¹⁾ 全国的宗派の国触頭に対するのと同様の伝達が行われたものと考えられる。

しかし、幕府から直接の布達が行われる案件もあった。安政二（一八五五）年八月二二日に、二〇日付けで、幕府の本保役所（高山陣屋の出張陣屋、現越前市）から専照寺へ、「寺社奉行衆方御達之儀」を伝達するので一人出張するように、との連絡があり、常願寺が本保に出張している。二三日に本保の勝山屋（郷宿であろう）に行き、本保役所に勝山屋を通じて着届をした。さらに役所からの案内を受けて、専照寺・證誠寺・毫撰寺・誠照寺それぞれの役僧が役所に着席した。そして役所の元締の高橋三蔵に挨拶し、高橋により、寺社奉行所の御用書が読み聞かされ、役所が用意した請書に、役僧たちが請印した。御用書は、安政二年三月の、朝廷の命を受け、諸国寺院の梵鐘をもって大砲小銃を製造するが、梵鐘の差出方委細については追って達する、というものである。さらに、この旨について、一〇月に末寺を専照寺に登山させて伝達し、請書を取った。

この件については、複線的に、一月中旬に、福井藩の寺社役所から、次のような幕府の大目付触が専照寺を含む寺院中に伝達されている。すなわち、梵鐘鑄換につき、府内は寺社奉行、それ以外は最寄りの遠国奉行・代官・領主が取り調べのうえ取りはからうように、という触が伝達され、それに対する請印が求められている。専照寺は、それを受けて、専照寺は例外規定に当たる本寺なので、梵鐘は差し出さない、という旨の口上之覚を提出している。

翌安政三年二月一七日、再度本保役所より役僧の出張が命ぜられ、一九日に常願寺が出張している。そして、

梵鐘の鑄換について歎願することを禁じ、それを末々寺院に伝達するようにとの諸宗触頭宛の達について、各本山の役僧が請書を提出している。⁽⁷²⁾

なお専照寺の末寺、坂井郡免鳥村（現福井市）の専念寺の記録⁽⁷³⁾によれば、幕府大目付からの触の写が、（安政二年の）六月一七日付で、福井藩郡奉行から村々庄屋中に宛てられたものが、六月二四日に免鳥村の庄屋から専念寺に持参されている。専照寺のルートよりも早く、別ルートで伝達がなされているのである。その後一〇月に、先にみたように、専照寺に登山して（本保役所経由の布達に対する）請書を提出している。ただし、専念寺の記録では請書について、「御公儀（大公儀〈幕府〉）に対して、福井藩を指す）ヨリ被仰出候処ノ書附ノ通相認メ」とあり、幕府郡代からではなく、福井藩を通じて伝達されたものと誤解している。

なお、専念寺では、寛政元（一七八九）・二年の幕府の諸寺院人別改に際して、寺内の僧侶（住職・新発意・徒弟各一名）の書付を、本山専照寺と、大庄屋二ツ屋庄太夫との二ヶ所に提出している。⁽⁷⁴⁾第一章でみたように、この諸寺院人別改については、専照寺に対しては、福井藩と妙法院との二通りの布達ルートで情報の遣り取りがなされている。

梵鐘鑄換に関する布達のように、幕府が（地元陣屋を通じた）直接の布達を試みるのはどういふときか。时期的な問題も含めてさらなる検討を要する。ここでは、幕府と小規模教団との上申下達について、散在する末寺も含めて、（支配領主ないしは近隣の）藩からの寺社方ルート、同じく地方ルート、さらには直接のルートの、混在がみられたということを、まずは指摘しておきたい。

四 僧侶の修学

各派について、僧侶の修学に関してわかることは管見の限り断片的だが、一七世紀の誠照寺の門主秀海、および同派の僧、法林寺恵南の就学課程について知ることができる。

以下、恵南の自叙伝である『恵南一代記』⁽⁷⁵⁾に拠るが、まず恵南に至る系譜は以下の通りである。丹生郡干飯浦（のち米之浦。現越前町）の養泉寺の香善法師の次男で、福井藩主に召し出されて相撲の役に任じた小泉志賀右衛門折竹が、藩主松平忠昌の死（正保二（一六四五）年八月一日）後、在所の二階堂村（現越前市）に帰り、香善法師の遺跡を守り、二階堂村の「惣礼」を預かり、白山権現の神職を兼ねた。その三男の佐助がすなわち後の恵南であり、慶安四（一六五二）年に生まれた。

佐助は、九歳で、伯父の大信（香善法師の長子で、誠照寺秀誠の命で南条郡大桐村山田の道場の坊守となっていた）に伴い、一〇歳から一一歳まで三部経を学んだ。一三歳から一六歳の春までは商売を営んだが、その余暇に越前府中の経円の講筵に連なり、大原問答について聴講した。

なお経円は、江戸で生まれ、靈巖寺（浄土宗・関東十八檀林のひとつ）の学侶となり、経円法誉上人と号した。熊本の往生院に入院したが、窮屈なことを嫌い、暇を取り京都に浪々した。福井の日比八兵衛尉の一家で、誠照寺秀山の縁類の、山科の七里不白という人物が、秀誠の指南の師が求められているということを聞き及び、経円を鯖江へ差し下した。経円は鯖江に一〇年ばかりいたのち、府中に移った。

佐助は一六歳の夏、米之浦養泉寺の栄信（大信の長子、佐助の従兄弟）が、秀誠の濃州廻国の供奉を命ぜられたのに随伴し、朝暮、説法を聴聞した。秀誠に出家を勧められ、その年（寛文六（一六六六）年）剃髪して円智の名

を受けられた。一八・九歳のとき、再び府中の経円の講筵に連なり、毎日、大原問答について聴聞した。寛文九年、円智一九歳のとき、秀誠から老僧成りを許された。円智は二二歳の時に、福井に出て外書素読をすることを願い出、許された。野坂安竹亭で四書・古文後集・三体詩などを学び、広瀬幽閑亭で五経・錦繡段を学び、二五日で稽古を終えた。円智は二五歳のとき、延宝三（一六七五）年に谷口村（現今立郡池田町）善徳寺の養子になることを命ぜられたが、不縁になり、翌年本山に戻った。二八歳のとき、円智の名を改め、恵南の名を与えられた。恵南は、二九歳のとき、延宝七年に、良致（西福寺新発意・住職⁽⁷⁶⁾）と上京し、西六条油小路花屋町上ル西側（西本願寺寺内町）の蠟燭屋彦兵衛を借店として、西派の二代能化となる光隆寺知空の門弟となって、西本願寺学寮の席に連なり、安楽集鑰聞（知空の著）、ついで往生十因について聴講した。また、教宗寺亭で、選択本願念仏集を学んだ。さらに、塩瀬九郎右衛門（福井藩呉服所⁽⁷⁸⁾）の取り持ちで、楽人林三河守から五常楽などの譜と、太鼓・羯鼓・鉦鼓を習い、これが誠照寺の音楽の始めとなった。翌三〇歳の時には、専念寺存柳と上京し、知空の講席で大乗起信論について聴講し、そのかたわら、栗田口真覚寺の円智亭で、円覚略疏・心経頭正記を学んだ。また、熊谷了庵（荔齋⁽⁷⁹⁾）亭で、大学講談を聞き、元亨釈書の素読を学んだ。

天和元（一六八二）年、三二歳のとき、恵南は智沢（のちの秀海）の供を命ぜられて上京、智沢に伴って室町山王町の医師玄悦方に借宅した。智積院（新義真言宗）の講堂で、空廓に大乗起信論を学び、そのかたわら、醒ヶ井の久恒寿益亭で古文後集について聴講し、玄悦には文選の素読を習った。

なお、『誠照寺史』には、秀誠が誠照寺門主のとき、延宝七（一六七九）年に、西福寺良致・法林寺恵南を西派の二代目能化の知空の門に入らせ、宗乗・余乗を学ばせた、また、秀誠は姻戚の福井藩士毛受太郎左衛門尉の息を法嗣智沢としたが、天和二年、智沢が一八歳のとき、法林寺恵南・専念寺存柳を伴わせて上京させ、知空の学

林で宗乗・余乗を、智積院で余乗を、また儒者「恒久」寿益に漢籍を学ばせた⁽⁸⁰⁾、との記述がある。

『誠照寺史』ではさらに、貞享二（一六八五）年から「例年安居をひらき、上人はもとより遊学の学侶をして宗余乗を講ぜしめ一山の僧徒を義務的に聴講せしめられた⁽⁸¹⁾」とされており、また恵南が講師を務めたことが記されている。一方で一八九四（明治二七）年七月に、それまで中絶していた安居を再開したとされており、安居は連綿と続いたわけではないようである。⁽⁸²⁾

一八八四（明治一七）年八月二日の太政官布達第十九号に基づき⁽⁸³⁾、各派の宗制・寺法が定められる。他の真宗諸派のものの影響があるのであるが、各派において、「教校」に関する規定が定められる⁽⁸⁴⁾。しかし、管見の限りでは、近世段階においてその前提となる機関が機能していたようには思われない。なお、毫撰寺の文政一三（二八三〇）年の明細書⁽⁸⁵⁾には、焼失後再建されていない建物の一つとして勅使門・廟所・書院・奥座敷・隠居所・台所門・集会所とならび「学寮」が挙げられている。検討が必要だが、この学寮は、あるいは毫撰寺に居住する弟子たちの居所であったものだろうか。

恵南の事例は一七世紀段階のものではあるが、その修学は特別なもので、恵南自身が修学を経て派内の僧侶教育の中核となったものである。四派共に、管見の限りでは独自の学林を構えていたとは考えられず、また修学課程に東西両派の学林が組み込まれていたとも考えられない。各派の僧侶たちは、寺内での教育や本山での安居などのほか、宗派を超えた、地域的な、教学や漢学などの私的講義の場に連なり、学んだのではないか。

おわりに

以上、本稿では、いわゆる越前四箇本山とそれぞれの教団について、天台宗門跡との関係、教団や本山の組織、幕府との上申下達ルート、僧侶の修学などに関する実態を掘り起こしてきた。それぞれの教団にとって、天台宗門跡の院家となることは存立の要件ではなかった。天台門跡の末寺や院家になったり、そこからの離脱を試みたり、ということとは、四箇本山が相互に意識しながら（あるいは東西両派などの大坊との関係も考慮する必要もあるのか）、本山や門主の格式の上昇・維持を図るうえでの動きだったと考えられる。一方で、僧位・僧官を受ける末寺はごく限られており、宗派内の官位秩序（院家・内陣・余間・飛檐など）と異なり、僧位・僧官は宗派内の格式秩序とはなっていないかった。また幕府との上申下達ルートは、現地の藩を通ずるものが主だったと思われるが、近隣陣屋を通じての直接伝達が行われる事例も確認できた。さらに藩からのルートにおいては、末寺まで含めて考えると、寺社方ルートと地方ルートとが重複していた。このように、四箇本山の各派は、全国的教団への包摂を強いられることなく存在し、幕府の側も、その実態に応じた把握を試みていたように思われる。

真宗諸派に通底することであるが、教団に関わる宗教施設として、単純に領主によって「公認された」寺院のみではなく、「呼寺号」の寺院や、他派との立合なども含めた多様な道場もあった。また、寺院の帰属は完全に固定しているわけではなく、改派・帰参がしばしば起きた。そういった、宗教施設・宗教者の外縁や、（門徒も含めた）流動性を、真宗の諸教団は含み込んでいた。

本稿では各派の実態を概観するかたちで検討を進めたが、無論、課題は多い。まずは、真宗が強い越前において、真宗諸派の併存・競合状況のなかで、四箇本山の各派を捉えていく必要があるだろう。本稿でみたなかでは、寺

院の相続や僧侶の修学過程で派を超えた関係がみられた。また教化の面でも、例えば、中野派の免鳥村専念寺では、嘉永三（一八五〇）年二月の永代経に、談僧として能登国珠洲郡高屋村円龍寺（東派・現石川県珠洲市）の次男大爾を呼んでいる。⁽⁸⁶⁾さらに、講集団における真宗諸派の併存なども含めて、みていく必要がある。そして、澤博勝氏の指摘する如く、真宗の占める比重や、諸派の濃淡など、越前のなかでの地域性を意識する必要がある。⁽⁸⁷⁾四派それぞれにおいても、分布地域にずれがあり、分布地域の特性が与える派の特質もあるであろう。かかる論点も含めた、個々の本山ごと、派ごとの実態に即した分析が必要となる。

- (1) 杉原丈夫・松原信之編『越前若狭地誌叢書』（下巻）、松見文庫、一九七三年。
- (2) 高埜利彦「江戸幕府と寺社」（同『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年所収、初出一九八五年）一一〇頁。
- (3) 朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』（吉川弘文館、二〇〇四年）、同『近世仏教の制度と情報』（吉川弘文館、二〇一五年）。
- (4) 朴澤直秀「新地建立禁令をめぐって」（『仏教史学研究』第六〇巻第一号、二〇一七年一月）。
- (5) 上野大輔「近世仏教教団の領域的編成と対幕藩交渉」（『日本史研究』六四二号、二〇一六年二月）。
- (6) 藤田和敏「近世仏教教団における「宗派意識」の形成―近江国滋賀郡西教寺を事例に―」（日本史研究会近世史部会報告、二〇一七年八月三〇日、於日本史研究会事務所。要旨は『日本史研究』六六七号、二〇一八年三月に収載）。
- (7) 小泉義博『越前一向衆の研究』（法蔵館、一九九九年）。
- (8) 福井県編『福井県史』通史編三 近世一（福井県、一九九四年）第五章「宗教と文化」。
- (9) 前掲『福井県史』通史編三 近世一、第五章「宗教と文化」第二節「越前の真宗」。松原信之氏執筆。
- (10) 高埜利彦「近世門跡の格式」（同『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、初出二〇〇八年）。
- (11) 『華頂要略』卷十三（尊重法親王門主伝）、天正十七年七月廿四日条（京都府立京都学・歴史館 京の記憶アーカイブを参照した）。網文には「越前清水頭毫撰寺善照上人」と記されているが、編纂時に記載を整理したものか。寺伝の令

- 旨は福井県文書館写真帳毫撰寺文書（以下「毫撰寺」）〇〇〇〇四（福井県編『福井県史』資料編五 中・近世三（福井県、一九八五年）一五三頁に所載）。
- (12) 毫撰寺〇〇〇六七『真宗出雲路派毫撰寺由緒略歴并付録』（一九〇五年、藤光雲編。平松令三編『真宗史料集成』第七卷伝記・系図（同朋舎・一九七五年）所収）、ほか毫撰寺の文書類。
- (13) 小泉義博「石山合戦と越前一向衆」（同前掲『越前一向衆の研究』所収。初出一九九七年）。
- (14) 前掲『福井県史』通史編三近世一、第五章「宗教と文化」第二節「越前の真宗」、『日本歴史地名大系』第十八巻福井県の地名（平凡社、一九八一年）。
- (15) 平松令三編『真宗史料集成』第四巻専修寺・諸派（同朋舎、一九八二年）所収。解題では、仰明寺と四箇本山との関係は不明とされている。
- (16) 前掲『真宗史料集成』第四巻専修寺・諸派所収。解題では、元禄三年に中野派から西派に転派した専修寺巖隆の作だとされている。重松明久「秘事法門の思想的系譜」（同『中世真宗思想の研究』吉川弘文館、一九六八年）にて言及がある。
- (17) 妻木直良編『真宗全書』第六八巻（藏経書院、一九一四年）。
- (18) 『鯖江西福寺文書』第二巻、西福寺文書刊行会、一九七九年、二〇七・二〇八頁。
- (19) 『惠南一代記』（前掲『真宗史料集成』第四巻、所収）。
- (20) 朝暮研究会編『近世朝廷人名要覧』学習院大学人文科学研究所、二〇〇五年。勸修寺家が伝奏であることは記されている。
- (21) 『證誠寺由緒略記』（本山證誠寺史編纂委員会編『真宗山元派本山 證誠寺史』本山證誠寺、二〇〇七年）ほか同書所載の史料。
- (22) 『善阿上人継目参内日々記』『證誠寺善慧参内日記』（前掲『真宗山元派本山 證誠寺史』所収）。
- (23) 小泉義博「三門徒派の成立」（前掲『越前一向衆の研究』所収。初出一九九六年）。
- (24) 「末寺専照寺」といった記載がみられ、例えば、享保七年の天台宗の「寺院掟書」が肥後藤崎観性院と（遠方の末寺として）共に妙法院から伝達される（妙法院史研究会編『妙法院日次記』第五、続群書類従完成会、一九八八年、享保七年十一月晦日条）などしている。
- (25) 前掲『真宗史料集成』第四巻。

- (26) 妙法院史研究会編『妙法院日次記』第六（続群書類従完成会、一九八九年）享保十二年四月廿日条など。
- (27) 妙法院史研究会編『妙法院日次記』第十三（続群書類従完成会、一九九七年）、宝暦七年五月奥記。記事所引の文書において、「院室」の格を与えられることは「院家」の格になることと同じことを意味している。
- (28) 柚田善雄「幕藩制国家と門跡」（同『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣出版、二〇〇三年、所収。初出一九八五年）。
- (29) なお、柚田氏が指摘する輪王寺による統制の強化に拘わらず、京都の天台宗門跡に院室授与の権限が「温存」されたことについて、藤田和敏氏による指摘がある（同「近世延暦寺における院室制度」『天台学報』第五七号、二〇一五年一〇月）。
- (30) 妙法院（妙法院史研究会）校訂『妙法院日次記』第十八（続群書類従完成会、二〇〇二年）、安永四年五月・六月の諸記事。
- (31) 妙法院（妙法院史研究会）校訂『妙法院日次記』第十九、二〇〇三年、天明二年七月廿三日条。
- (32) 妙法院史研究会校訂『妙法院日次記』第二十二、八木書店、二〇〇八年、寛政二年五月廿三日条。
- (33) 前掲『妙法院日次記』第二十二、寛政二年七月二十五日条。
- (34) 妙法院史研究会校訂『妙法院日次記』第二十三、八木書店、二〇一〇年、寛政三年十二月五日条。
- (35) 前掲『妙法院日次記』第二十三、寛政四年五月七日条。
- (36) 九月十八日付の太政官布告（宮地正人「宗教関係法令一覽」〈安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と社会』岩波書店、一九八八年〉）。
- (37) 福井県文書館写真帳、中野本山専照寺文書（以下「専照寺」）〇〇〇二六『別派独立願書類』所載の、本文のみの「以口上書歎願奉申上候」。
- (38) 専照寺〇〇〇二二『天保十三寅年ヨリ安政三辰年二月迄 御記録』。専照寺〇〇〇一四『寺格并官位御尋ニ付口上之扣』。
- (39) 森岡清美『真宗教団と「家」制度』（創文社、一九六二年。増補版一九七八年。二〇一八年法蔵館より新版）第七章「本末関係」第三節「近世真宗本山の猶子関係」。
- (40) 『鯖江西福寺文書』第一卷（西福寺文書刊行会、一九七六年）「解説」。
- (41) 寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』上卷（雄山閣出版、一九八一年）、九五頁。
- (42) 「一本山」「一本寺」としての認識や寺格認定については精査が必要である。證誠寺について、前掲『真宗山元派本

山 證誠寺史』所載の『善阿上人継目参内日々記』『小浜藩敦賀役所御尋二付證誠寺末本覺寺口上覚』に「一本寺」、『證誠寺役者口上控』に「讚門徒一派之本山」に関する記載がみられる。

(43) 前掲毫撰寺〇〇〇六七『真宗出雲路派毫撰寺由緒略歴并付録』。

(44) 毫撰寺〇〇〇一三〇『毫撰寺定書条々』(福井県編『福井県史』資料編六 中・近世四〔福井県、一九八七年〕一五七～一五九頁)。

(45) 千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』(同朋舎、一九七八年)。第三章「教団制度の確立」第二節「道場・寺院の造建」。

(46) 毫撰寺〇〇〇一三一。

(47) 毫撰寺〇〇〇六五。

(48) 毫撰寺〇〇〇五九。

(49) 前掲『福井県史』通史編三 近世一、第五章「宗教と文化」第一節「越前・若狭の寺社」(宇佐美雅樹氏執筆)。新寺建立禁止により、宗門改を行う寺院⇨寺社身分が固定化されたとする大桑斉氏の所論(大桑斉「幕藩制国家の仏教統制―新寺禁止令をめぐる―」(圭室文雄・大桑斉編『近世仏教の諸問題』雄山閣、一九七九年、所収)を踏まえたものである。なお筆者の見解としては、新地建立禁令の発令の主要な動機として寺請制度を位置づけることは妥当ではないが、本末帳や寺社帳などで把握された寺院により寺請を行わせる、という方向性はあったであろう、と捉えている(前掲朴澤「新地建立禁令をめぐる」)。

(50) 毫撰寺〇〇〇九二『一札之事』(前掲『福井県史』資料編六 中・近世四、一五四・一五五頁)。

(51) 福井県文書館所蔵飯田忠光家文書(以下「飯田忠光家」)〇〇〇〇六。

(52) 飯田忠光家〇〇〇一三『天保五年正月日 越前今立郡西角間村宗門御改帳』。

(53) なお、幕府は元禄五年に、諸大名に対して、これまでの新地寺院を古跡同様に許すことを達しているが、それは触れるには及ばないとも達せられた(朴澤前掲「新地建立禁令をめぐる」)。各地での取り扱いについて、検討が必要であろう。

(54) 浅井潤子校閲・竹内信夫編『鯖江藩寺社改牒』(鯖江藩制史研究会、一九七四年)。

(55) 澤博勝「『真宗地帯』越前の地域的特質―近世越前真宗社会史研究序説―」(同『近世の宗教組織と地域社会』吉川弘文館、一九九九年、所収)、澤博勝「真宗地帯村落部における社会と宗教」(同『近世宗教社会論』吉川弘文館、二〇〇八年、所収)。なお氏は後者において、平泉寺村池端道場の事例(福井県大野郡平泉寺村編『平泉寺文書』下巻、

平泉寺村、一九二四年、四三号）から「道場主仲間」の存在を読み取っているのだが、『平泉寺文書』下巻の四二号文書も含めて考えると、「惣 道場中間」とは道場主の集団ではなく、池端道場の門徒集団を指すのではないか。

- (56) 澤博勝前掲「真宗地帯」越前の地域的特質―近世越前真宗社会史研究序説―。
- (57) 毫撰寺〇〇一二四。
- (58) 千葉乗隆前掲『真宗教団の組織と制度』第三章「教団制度の確立」第二節「道場・寺院の造建」。
- (59) 千葉乗隆「奥美濃徳山の真宗と社会」（同『中部山村社会の真宗』吉川弘文館、一九七一年、所収）。
- (60) 前掲毫撰寺〇〇一三一。
- (61) 毫撰寺〇〇〇五五。
- (62) 毫撰寺〇〇一三五。
- (63) 千葉乗隆前掲『真宗教団の組織と制度』第四章「本末制度と触頭制度」第二節「本末争論と帰参改派」。
- (64) 前掲毫撰寺〇〇〇六七『真宗出雲路派毫撰寺由緒略歴并付録』では、享保十五年転派とされている。
- (65) 前掲『福井県史』通史編三 近世一、第五章「宗教と文化」第二節「越前の真宗」。
- (66) 福井市編『福井市史』資料編九 近世七（福井市、一九九四年）「解題」。
- (67) 前掲毫撰寺〇〇〇六七『真宗出雲路派毫撰寺由緒略歴并付録』。
- (68) 西福寺誠智筆。『鯖江西福寺文書』第二巻、西福寺文書刊行会、一九七九年、所収。
- (69) 前掲『福井県史』通史編三 近世一、第五章「宗教と文化」第一節「越前・若狭の寺社」（宇佐美雅樹氏執筆）。
- (70) 文脈からこのようにとれるが、福井藩の滅知前の状況をいうか。あるいは、鯖江派・横越派の、福井藩領内の末寺を念頭に置いた記述か。
- (71) 専照寺〇〇〇一九『公儀於御勘定所御渡之書付写』、専照寺〇〇〇二一『寛政十三辛酉年正月朔日〇三月〇享和与改元日記』、専照寺〇〇〇二二『天保十三寅年ヨリ安政三辰年二月迄御記録』。
- (72) 前掲専照寺〇〇〇二二『天保十三寅年ヨリ安政三辰年二月迄御記録』。
- (73) 福井県文書館写真帳専念寺文書（以下「専念寺」）〇〇〇九八―〇〇〇五『嘉永六癸丑年正月改之永代記録蔵六巻目』。
- (74) 専念寺〇〇〇九七『従公儀御触之条教』。
- (75) 前掲『真宗史料集成』第四巻 専修寺・諸派、所収。
- (76) 『徳龍山西福寺代々略記』（『鯖江西福寺文書』第二巻、西福寺文書刊行会、一九七九年、所収）。

- (77) 正確には、承応の閲牆の後に破却され、再興される前の仮設の講所である（本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』第二巻、本願寺出版社、二〇一五年、三〇七頁）。
- (78) 新修京都叢書刊行会編『新修京都叢書』二（臨川書店、一九六九年）京羽二重巻五。
- (79) 京都府立京都学・歴史館所蔵『荔斎詩文集』所収の「自嘆」によれば、尾張藩に仕えたが江戸で病を得、洛南に幽居。
- (80) 前掲『誠照寺史』、九三・九四頁。
- (81) 前掲『誠照寺史』九四頁。
- (82) 前掲『誠照寺史』一五七頁。
- (83) 宮地正人前掲「宗教関係法令一覧」。
- (84) 專照寺〇〇〇二四『真宗三門徒派宗制寺法』、毫撰寺〇〇〇六六『宗制寺法 全』、『真宗山元派宗制寺法』（前掲『真宗山元派本山 證誠寺史』所収）。
- (85) 前掲毫撰寺〇〇〇五五。
- (86) 專念寺〇〇〇九八—〇〇二『永代経忘納記』嘉永三年二月十四日五日（ママ）条。
- (87) 澤博勝前掲「真宗地帯」越前の地域的特質」。

（付記）毫撰寺文書の利用に際して、真宗出雲路派毫撰寺門主、藤光真氏のご高配を賜った。また史料の利用に関して福井県文書館・福井県立図書館のお世話になった。記して感謝申し上げる。なお本稿の作成に際してJSPS科研費課題番号16K03023・18H00617の助成を受けた。